

## 令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆の国
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年12月3日・4日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>(総評)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の指摘事項と同様の指摘事項があるので、必ず改善すること。</li> <li>・ 法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。</li> <li>・ 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。</li> </ul>
--

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>次回評議員会から、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載する。</p>
2	<p>理事会において、評議員会の時間及び場所が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>次回理事会から、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の招集の通知を行う。</p>
3	<p>理事及び監事の候補者について、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、確認を行っていなかった。</p> <p>については、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかの確認を行うこと。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第44条第1項により準用される第40条)</p>	<p>理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び各役員と特殊の関係にないかの確認を行った。</p>

	第1項、審査基準第3の1(5)、(6))	
4	<p>監査報告書について、規則第2条の27の規定に基づく必要な記載事項が記載されていなかった。</p> <p>については、「監事の監査報告書の様式例について(平成30年4月27日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)」を参考に監査報告に必要な記載事項を記載すること。</p> <p>(法第45条の18第1項、規則第2条の27)</p>	<p>次回監査から、監事の監査報告書の様式例を参考に監査報告に必要な事項を記載する。</p>
5	<p>公印管理に関する規程が整備されていなかった。</p> <p>については、公印管理規程を整備し、公印管理を適切に行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>令和3年5月の理事会で公印管理規程を整備し、公印管理を適切に行う。</p>
6	<p>サービス区分ごとに会計責任者及び出納職員を任命していたが、統括会計責任者を任命していなかった。</p> <p>については、会計管理に関する管理運営体制を確保するため、理事長は統括会計責任者を任命すること。</p> <p>また、統括会計責任者を置く場合は、モデル経理規程を参考に経理規程を改正すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項1(1)、モデル経理規程第8条)</p>	<p>令和3年5月の理事会で経理規程を改正する。</p>
7	<p>社会福祉事業区分の特養拠点のゆうらくサービス区分の中に、他法人に食事を提供する事業が含まれていた。</p> <p>については、当該事業について公益事業又は収益事業の追加の定款変更を検討するとともに、適切な事業区分を判断の上、区分を設定し、経理規程に規定すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第10条、経理規程第6条)</p>	<p>公益事業又は収益事業の追加の定款変更を検討し、経理規程に規定する。</p>
8	<p>在宅拠点区分から法人本部拠点区分及び公益事業拠点区分(介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業を除く。)への事業区分間及び拠点区分間繰入金収入(支出)について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れは、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰入</p>	<p>法人本部拠点区分を特養拠点・法人本部サービス区分に変更し、適切な会計処理に努める。</p>

	<p>れることができるものであるので留意すること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(老発第 188 号第 2 の 3 (1)、第 3 の 1)</p>	
9	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、定款第 31 条第 1 項及び経理規程第 21 条の規定に基づき、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくべきものである。</p> <p>(留意事項 2 の (2)、定款第 31 条第 1 項、経理規程第 21 条)</p>	<p>補正予算等で適切に処理する。</p>
10	<p>現金出納帳、未収金台帳、立替払台帳、前金払台帳、リース資産管理台帳、未払金台帳、預り金台帳、仮受金台帳、基本金台帳、事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間長期貸付金(長期借入金)管理台帳、事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間短期貸付金(短期借入金)管理台帳、補助金台帳が整備されているにもかかわらず、補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 12 条)</p>	<p>総勘定元帳により、正確な事務の執行に努めている。</p> <p>補助簿については、必要に応じて経理規程に定めている。</p> <p>法人内部で検討し、必要に応じて対応する。</p>
11	<p>固定資産の会計処理について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 購入した資産のうち、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算しないで消耗器具備品費として費用処理していたものがあった。</p> <p>については、取得日後 1 年を超えて使用又は保有する資産については、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算し、1 個もしくはは</p>	<p>令和 3 年度決算で適正化を図る。</p>

	<p>1組の金額が10万円以上となるものは固定資産として資産に計上すること。</p> <p>② 製作又は建設した固定資産で、付随費用を加算しないで業務委託費として費用処理していた。</p> <p>については、製作又は建設した固定資産については、直接原価に、製作又は建設のために直接要した付随費用を加算すること。</p> <p>③ 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出について、その固定資産の価額に加算しないで修繕費として費用処理していた。</p> <p>については、固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算すること。</p> <p>(経理規程第47条、第48条第1項及び第51条)</p>	
12	<p>経理規程第28条で小口現金の制度を規定しているにもかかわらず、常用雑費の支払において、職員による立替払の事例が見受けられたが、会計事故の原因になることから不適當である。</p> <p>については、日々発生する少額な支払は、職員の立替払に抛らず、小口現金による処理を行うこと。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第28条)</p>	<p>職員による立替払に抛らず、小口現金による処理を行うように徹底する。</p>